指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名:　株式会社竹中土木
　　法人番号:　4010601030580
　　住　　所:　東京都江東区新砂1丁目1番1号

2. 指名停止措置期間:　令和8年11月20日から令和8年12月19日まで（1ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲:　近畿地方測量部管内

4. 事実概要:

株式会社竹中土木の従業員は、元請負人として施工している大阪府内の橋梁耐震補強工事（一般工事）において、二次下請会社の労働者が、令和7年8月5日に本工事現場の足場組立作業中に墜落し、左肩関節脱臼大結節骨折等の傷害を負い、4日以上休業したにも関わらず、倉庫の外部階段から墜落し、左肩脱臼からの神経障害を負った旨の虚偽の事実を記載した労働者死傷病報告書を同月26日に羽曳野労働基準監督署に提出し、もって羽曳野労働基準監督署長に虚偽の報告をしたものである。

このことが、労働安全衛生法120条5号、100条1項及び122条、労働安全衛生規則97条1項に違反するとして、令和8年6月2日に羽曳野区検察庁から略式起訴され、同月10日に羽曳野簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である株式会社竹中土木の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するものである。

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領　別表第2＞

措　置　要　領	期　間
1～14　略	略
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
16　略	略

（問合せ先）
〒305-0811　茨城県つくば市北郷1番
国土交通省　国土地理院
総務部契約課長　澤　畠　圧　志　電話　029-864-4385　（直通）
総務部契約管理官　髙　瀬　昌　宏　電話　029-864-6870　（直通）